

百貨店 20時まで営業解禁

イベント 上限付き集客可

酒提供店の休業要請継続

6都府県に拡大、31日まで

緊急事態延長 政府決定

菅義偉首相は七日夕、新型コロナウイルス感染症対策本部会合を官邸で開き、東京、京都、大阪、兵庫の四都府県に発令中の緊急事態宣言について、十一日までの期限を五月末まで延長することを決めた。新たに愛知、福岡両県を十二日から追加し、対象を六都府県に拡大する。政府は大型連休をにらみ「短期集中的」な対策で状況改善を目指したが、感染者数の高止まり傾向と医療提供体制の逼迫は解消されず、宣言延長や対象追加はやむを得ないと判断した。

宣言の前段階に出す「まん延防止等重点措置」は愛知など七県に発令中だが、九日から北海道、岐阜、三重の三県を加え、宮城県は十一日の期限で解除する。重点措置の期限は宣言と同様に三十一日までとする。

政府の新たな基本的対処方針によると、宣言対象地域で実施している大規模イベントの原則無観客は、入場者を五千人か収容率50%の少ない方を上限に認め、開催は午後九時までとするよう要請する。酒類を提供する飲食店への休業要請は継続し、酒の持ち込みを認めている店も対象とする。百貨店など大型商業施設に対する休業要請は午後八時までの時短営業に改める。インドで広がる変異株への水際対策強化も盛り込んだ。